

令和6年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
9月27日（金）	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長の挨拶	5
○管理者の挨拶	5
○議事日程の報告	6
○日程第1、会議録署名議員の指名	6
○日程第2、会期の決定	6
○日程第3、諸報告	6
○日程について	7
○日程第4、令和5年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計剰余金の 処分及び決算認定について（議案第8号）	7
○日程第5、令和6年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計補正予算 （第2号）を定める件（議案第9号）	7
○一般質問	11
○議長の挨拶	17
○管理者の挨拶	18
○閉会の宣告	18

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第30号

令和6年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年8月27日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 石 川 清

記

- 1 期 日 令和6年9月27日
 - 2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂
-

○会 期

令和6年9月27日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	福 島	恵 美	議 員	2 番	小 林	ひ と み	議 員
3 番	小 川	未 奈 子	議 員	4 番	野 沢	聖 子	議 員
5 番	小 川	茂	議 員	6 番	中 島	浩 喜	議 員
7 番	太 田	忠 芳	議 員	8 番	田 中	栄	議 員
9 番	内 野	嘉 広	議 員	10 番	飯 田	恵	議 員
11 番	大 曾 根	英 明	議 員	12 番	古 内	秀 宣	議 員

不応招議員（なし）

令和6年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

令和6年9月27日（金曜日）

○議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

(1)令和5年度決算に基づく資金不足比率について（報告第2号）

(2)現金出納検査の結果について（監査報告第3号）

(3)議事説明者について

日程第 4 議案第8号 令和5年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

日程第 5 議案第9号 令和6年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）を定める件

日程第 6 一般質問

午前10時00分開会

出席議員（12名）

1番	福島恵美	議員	2番	小林ひとみ	議員
3番	小川未奈子	議員	4番	野沢聖子	議員
5番	小川茂	議員	6番	中島浩喜	議員
7番	太田忠芳	議員	8番	田中栄	議員
9番	内野嘉広	議員	10番	飯田恵	議員
11番	大曾根英明	議員	12番	古内秀宣	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	石川清	副管理者	齊藤芳久
監査委員	今平正義	事務局長	宇津木優明
事務局参与 兼水処夕 セソ長	高山淳	事務局次長 (財務課長 事務取扱)	中田真一
事務局参与 副(建設課長 事務取扱)	菊地征一	事務局参事 兼防犯担 査当参	岸俊之
事務局参事 兼計画増設 再構築担当 参	沼尻祐太	総務課長	大沢嘉史
業務課長	岡本義徳	維持管理 課長	安原仁

事務局職員出席者

書記	勝田恭正	書記	井上聡
書記	吉瀬みゆき		

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○野沢聖子議長 現在の出席議員12人全員であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから令和6年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長の挨拶

○野沢聖子議長 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

令和6年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、早朝よりご出席を賜り、ここに開会できますことは、本組合発展のため誠に喜ばしい次第でございます。

また、議事説明者といたしまして、石川管理者、齊藤副管理者をはじめ関係者のご出席をいただき、御礼を申し上げる次第でございます。

本日は、2件の重要議案が提出されております。何とぞ慎重ご審議をいただき、本定例会が無事に終了できますようご協力をお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。



◎管理者の挨拶

○野沢聖子議長 管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

○石川 清管理者 おはようございます。本日ここに、令和6年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員皆様におかれましては、大変ご多用の中ご出席を賜り、心より感謝を申し上げます。

間もなく令和6年度も折り返しを迎えますが、いまだに不安定な経済情勢が続いております。こうした中、下半期も予定している事業を着実に進めていくとともに、一層の財政運営の効率化に努め、計画的な整備や市民サービスの向上に努めてまいります。議員皆様におかれましては、変わらざるご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日ご提案申し上げます議案は、令和5年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてのほか1件であります。本組合運営上、重要な案件でございますので、何とぞ慎重ご審議を賜りまして、適切なるご結論をいただきますようお願い申し上げます。挨拶といたします。本日はよろしくお願いいたします。



◎議事日程の報告

○野沢聖子議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○野沢聖子議長 ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、

10番 飯田 恵 議員

11番 大曾根 英明 議員

を指名いたします。



◎会期の決定

○野沢聖子議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○野沢聖子議長 ご異議なしと認めます。

よって、令和6年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。



◎諸報告

○野沢聖子議長 日程第3、諸報告をいたします。

初めに、報告第2号 令和5年度決算に基づく資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、管理者から報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査報告第3号 現金出納検査の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から令和6年5月分から7月分までの報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表と

して配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。



◎日程について

○野沢聖子議長 お諮りいたします。

日程第4、議案第8号 令和5年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について及び日程第5、議案第9号 令和6年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）を定める件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○野沢聖子議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。



◎議案第8号、議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○野沢聖子議長 日程第4、議案第8号 令和5年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について及び日程第5、議案第9号 令和6年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）を定める件を一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○石川 清管理者 ただいま議題となっております議案第8号及び議案第9号につきまして、順次提案の理由を申し上げます。

まず、議案第8号 令和5年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてであります。令和5年度の決算につきましては、収益的収支は純利益となりましたが、資本的収支による実質収支額は不足となり、その不足分については損益勘定留保資金などで補填をいたしました。

なお、剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金を減債積立金へ積み立てることといたしたいので、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会のご議決を求めます。

また、この決算につきましては、去る7月22日に監査委員さんにご審査をお願いし、いずれも計数的に符合し、内容も適正に執行されたものと認められましたので、その意見書を付して、剰余金の処分のご議決と併せて議会のご認定をいただきたく、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、本案を提出した次第であります。

次に、議案第9号 令和6年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）を定める件であります。今回の補正は国庫補助金の追加内示に伴い、先の補正予算（第1号）にて翌年度に先送りした事業の一部を令和6年度事業として実施するための必要な措置を講じることといたしました。

主な補正の内容といたしましては、令和6年度から令和8年度までの3か年事業として実施します総合地震対策事業について、令和7年度分の事業費の一部を前倒しすることとし、補正予算第3条に定める資本的収入及び支出の補正につきまして、収入では資本的収入に5,878万8,000円の増額補正を行い、収入の合計を22億6,239万8,000円に、支出では資本的支出に6,161万5,000円の増額補正を行い、支出の合計を33億1,045万2,000円にしようとするものであります。

なお、収入が支出に対し不足する額10億4,805万4,000円につきましては、損益勘定留保資金などで補填することといたしました。

また、補正予算第4条に定める債務負担行為の補正及び補正予算第5条に定める企業債の補正につきましては、事業の前倒しに伴い所要の措置を行うことといたしました。

以上、提案の理由を申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決及びご認定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○野沢聖子議長 これより、各案件につき、単独質疑、討論、採決を行います。

なお、質疑については、議会運営についての申合せ事項により、通告のあった者から行うことといたします。

初めに、日程第4、議案第8号 令和5年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてに対する質疑に入ります。

7番、太田忠芳議員。

○7番（太田忠芳議員） 議席番号7番、太田忠芳です。議案第8号 令和5年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてについて質疑をいたします。

決算書16ページの経営指標に関する事項について、経営指標のうち経費回収率と管渠老朽化率について、2点お伺いいたします。

まず、1点目の経費回収率についてであります。経費回収率が95.87%と高い率となっておりますが、その理由について伺います。

○野沢聖子議長 中田次長、答弁。

○中田真一事務局次長 お答えします。

経費回収率についてでございますが、この指標は使用料対象経費に対する下水道使用料収入の割合であり、使用料水準の妥当性を示すものとなります。

経費回収率が95.87%と高い率となりましたが、算定に当たりましては総務省通知の「地方公営企業繰出金について」で示す経費を公費で賄うべき経費、いわゆる繰出基準として使用料対象経費から除いており、その繰出基準のうち分流式下水道等に要する経費につきましては、資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額を全額繰出基準としているため、決算上の指標としては高い率となっております。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

7番、太田忠芳議員。

○7番（太田忠芳議員） それでは、再質疑いたします。

経費回収率が高い率となっているのは、その算定に当たり分流式下水道等に要する経費を繰出基準としているためとのことでありますが、その分流式下水道等に要する経費とはどのようなものかについて伺います。

○野沢聖子議長 中田次長、答弁。

○中田真一事務局次長 お答えします。

分流式下水道等に要する経費につきましては、汚水管と雨水管を分けた分流式下水道の整備費用は合流式と比較して大きく割高であり、また公共用水域の水質保全への効果が高く認められていることから、資本費の一部について一般会計から繰り出すための基準となっております。

繰り出しの基準につきましては、資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額となっており、その認められるものとは、適正な使用料を徴収してもなお使用料で回収することが困難である経費となっております。

なお、適正な使用料につきましては、1立方メートル当たりの使用料単価が150円以上とされており、本組合の使用料単価は税込みで150円を超えていることから、下水道使用料で賄えない資本費を繰出基準としているものでございます。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

7番、太田忠芳議員。

○7番（太田忠芳議員） それでは、再々質疑いたします。

経費回収率は使用料水準の妥当性を示すものとしていますが、妥当性を欠く状況とはどのようなケースなのか伺いたいと思います。

○野沢聖子議長 中田次長、答弁。

○中田真一事務局次長 お答えします。

地方公営企業は、その経営に要する経費は経営に伴う収入をもって充てる独立採算制が原則となっております。したがって、経費回収率が100%を下回っていることは、使用料対象経費を全て下水道使用料で賄えていない状況であり、使用料水準の妥当性を欠いた状況となります。

なお、本組合の経費回収率につきましては100%を下回っておりますので、使用料水準の妥当性を欠いた状況となっております。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

7番、太田忠芳議員。

○7番（太田忠芳議員） 了解しました。

続きまして、2点目の管渠老朽化率について伺います。前年度と比較して16.52ポイント増の22.98%と大きく増加となった理由について伺います。

○野沢聖子議長 沼尻参事、答弁。

○沼尻祐太事務局参事兼計画・増設、再構築担当参事 お答えいたします。

管渠の法定耐用年数は、地方公営企業法施行規則により50年と定められております。管渠老朽化率が増

加となった理由としましては、昭和48年の北坂戸水処理センター供用開始当時に現在のUR都市機構から一括で移管された管渠約100キロメートルが法定耐用年数を経過したことによります。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

7番、太田忠芳議員。

○7番（太田忠芳議員） 再質疑をいたします。

法定耐用年数を超過する管渠に対しては、ストックマネジメント計画によりその都度改善を施して老朽化率の悪化を防ぐようになっているのでしょうか、お伺いします。

○野沢聖子議長 沼尻参事、答弁。

○沼尻祐太事務局参事兼計画・増設、再構築担当参事 お答えいたします。

法定耐用年数を超過する管路施設につきましては、ストックマネジメント計画により点検調査を実施しております。その結果、腐食や破損などが確認された箇所について、計画的に改築工事を実施いたします。したがって、改築工事を実施した区間は耐用年数が延伸されるため、老朽化率が下がることとなります。

以上でございます。

○野沢聖子議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○野沢聖子議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○野沢聖子議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○野沢聖子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決及び認定されました。

次に、日程第5、議案第9号 令和6年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）を定める件に対する質疑に入ります。

これより質疑に入ります。

7番、太田忠芳議員。

○7番（太田忠芳議員） 議席番号7番、太田忠芳です。議案第9号 令和6年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）について伺います。

質疑事項は、国庫補助金の増額について1点お伺いいたします。国庫補助金が追加して確保できることとなった経緯について伺います。

○野沢聖子議長 沼尻参事、答弁。

○沼尻祐太事務局参事兼計画・増設、再構築担当参事 お答えいたします。

埼玉県が実施する国費の流用額調査において、国庫補助金に余剰が生じた自治体と追加配分を希望する自治体があった場合、国費の流用が自治体間で実施されることがございます。

今回、本組合において追加での要望をしたところ、3,388万8,000円の配分があったため、国庫補助金に係る増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

7番、太田忠芳議員。

○7番（太田忠芳議員） 再質疑いたします。

今回の補正予算は、6月定例会の補正予算（第1号）で減額した事業費全額を増額補正するという事ではないのでしょうか。

○野沢聖子議長 沼尻参事、答弁。

○沼尻祐太事務局参事兼計画・増設、再構築担当参事 お答えいたします。

今回の補正予算は、6月定例会の補正予算（第1号）にて減額した事業費のうちの一部を他の自治体からの国費流用により増額補正するものでございます。

以上でございます。

○野沢聖子議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○野沢聖子議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○野沢聖子議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○野沢聖子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎一般質問

○野沢聖子議長 日程第6、一般質問を行います。

通告者は1人であります。

なお、質問時間については、議会運営についての申合せ事項により、執行部の答弁を含め60分以内となっておりますので、ご注意願います。

質問を許します。

9番、内野嘉広議員。

○9番（内野嘉広議員） 9番、内野嘉広です。議長の許可をいただきましたので、2問にわたり一般質問を行います。

1、大谷川雨水幹線整備事業の進捗について。大谷川雨水幹線は、鶴ヶ島市大字上広谷地区まで整備が完了しており、新たに令和4年度から未整備となっている鶴ヶ島市大字三ツ木地区までの区間の整備計画が始まりました。令和5年度に下水道事業計画、計画を分割して実施していく必要から、第1期計画、整備が完了している最下流部から都市計画道路共栄鶴ヶ丘線予定地までと第2期計画、都市計画道路共栄鶴ヶ丘線予定地から整備計画最上流部までに分けて計画が進められることとなりました。昨年、記録的短時間大雨や線状降水帯の発生など、これまでには考えられないような豪雨による災害が多発している中で、こうした雨水幹線整備は住民の生命、財産を守るために重要性の高い事業であると考えます。こうしたことを踏まえて、以下質問いたします。

1、現在の進捗状況について。

2、今後のスケジュールについて。

2、8月7日、8日の記録的短時間大雨及び8月29、30日の台風10号による大谷川の水害対策について。8月7日、8日、埼玉県各地で記録的短時間大雨が発生し、坂戸市、鶴ヶ島市においても大雨警報、洪水警報が発令されました。また、ゆっくりと日本列島を縦断するかのごとく進みながら、線状降水帯などによる大雨により各地で大きな被害を出した台風10号も、29日、30日に坂戸市、鶴ヶ島市に大雨をもたらし、大谷川周辺において道路冠水、床上、床下浸水など、複数の被害が確認されました。昨今、記録的短時間大雨や線状降水帯などによる大雨などの気象災害が多発する中で、8月7日、8日の記録的短時間大雨及び8月29、30日の台風10号による大谷川の水害対策について、以下質問いたします。

1、8月7日、8日の記録的短時間大雨時の対応について。

2、8月29、30日の台風10号による大雨時の対応について。

以上、1回目の質問といたします。

失礼いたしました。今の質問の中で、1の大谷川雨水幹線整備事業の進捗についてのところで、「昨年」と言うべきところを「今年」と言ってしまいました。「今年」ということで訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○野沢聖子議長 高山参与、答弁。

○高山 淳事務局参与兼水処理センター所長 お答えいたします。

初めに、質問事項1、大谷川雨水幹線整備事業の進捗についてのうち、現在の進捗状況についてお答えいたします。これまでに、令和4年6月及び令和5年7月の2回ほど整備に向けた説明会を実施いたしました。また、雨水幹線整備に必要な用地を購入するための測量につきましても完了しております。今年度におきましては、事業計画変更の法手続について、現在埼玉県と協議を進めているところでございます。

次に、今後のスケジュールについてお答えいたします。来年度におきましては、用地買収に向けた土地鑑定、土地評価及び物件調査を予定しております。令和8年度からは、各調査結果に基づきまして地権者の方々と用地買収の交渉を実施したいと考えております。用地買収が完了いたしましたら、令和9年度に工事の詳細設計、令和10年度以降に工事に着手したいと考えております。

続きまして、質問事項2、8月7日、8日の記録的短時間大雨及び8月29日、30日の台風10号による大

谷川雨水幹線の水害対応についてのうち、8月7日、8日の大雨時の対応についてお答えいたします。

初めに、8月7日の状況でございますが、午後6時23分に坂戸市及び鶴ヶ島市に大雨警報、洪水警報がそれぞれ発令されました。大谷川雨水幹線では、川越市立広谷小学校付近の幹線、支線合流部付近及び鎌倉橋下流にありますゴルフ練習場付近において、午後6時30分過ぎから午後7時過ぎまで溢水していることを監視カメラで確認しております。また、大谷川雨水ポンプ場につきましては、ポンプ運転水位まで達しておりませんでしたので、ポンプ運転は行っておりません。

次に、8月8日の状況でございますが、職員による現場巡視を行ったところ、坂戸市東坂戸地内の坂戸・鶴ヶ島消防組合東分署付近の管理用地右岸側法面において、溢水が原因と考えられる崩落を数メートルにわたり確認しております。

なお、これらの対応といたしましては、溢水箇所においては職員による清掃消毒作業を行いました。また、法面が崩落した箇所につきましては、渇水期に修繕を予定しております。

次に、8月29日、30日の台風10号による大雨時の対応についてお答えいたします。初めに、29日の気象情報になりますが、坂戸市に午後9時01分に洪水警報、午後9時21分に大雨警報、鶴ヶ島市に午後9時34分に大雨警報がそれぞれ発令されました。大谷川雨水幹線では、29日の午後9時25分過ぎから川越市立広谷小学校付近の幹線、支線合流部付近で、また坂戸市東坂戸団地内大谷橋付近では午後9時40分、翌30日午前零時20分、午前1時20分に溢水したことを本組合及び坂戸市が設置した監視カメラで確認しております。この対応といたしまして、8月8日同様に職員による清掃消毒作業を実施いたしました。

次に、大谷川雨水ポンプ場につきましては、越辺川からの逆流が確認されましたので、8月30日午前3時48分から午前4時にかけて、順次ポンプ4台の運転を開始いたしました。その後、越辺川の水位が低下し、自然排水が可能となりました同日の午前11時45分にポンプ全台運転を停止し、大谷川樋門を開門いたしました。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

9番、内野嘉広議員。

○9番（内野嘉広議員） それでは、一通りの答弁をいただきましたので、これより一問一答方式により順次質問いたします。

まず、1問目、大谷川雨水幹線整備事業の進捗について再質問いたします。雨水幹線事業の第1期計画と第2期計画の計画範囲とタイムスケジュールについて伺います。

○野沢聖子議長 高山参与、答弁。

○高山 淳事務局参与兼水処理センター所長 お答えいたします。

大谷川雨水幹線整備事業の第1期計画の計画範囲につきましては、鶴ヶ島市大字上広谷地内の雨水幹線整備済み箇所を起点といたしまして、都市計画道路共栄鶴ヶ丘線予定地との交差箇所から約20メートル上流までの延長約600メートルを計画しております。また、第1期計画のスケジュールにつきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、令和10年度から整備を進める予定でございます。

次に、第2期計画の計画範囲につきましては、第1期計画で整備する最上流部から県道川越越生線まで、延長約1,300メートルを計画しております。また、第2期計画のスケジュールにつきましては、令和9年

度から測量等の準備を開始し、第1期計画同様に進めていく予定でございます。

なお、工事の設計及び施工に際しましては、第1期計画から第2期計画にわたり、切れ目なく進めていく予定でございます。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいでしょうか。

9番、内野嘉広議員。

○9番（内野嘉広議員） 続きまして、大谷川雨水幹線整備事業と都市計画道路共栄鶴ヶ丘線整備事業との調整状況について伺います。

○野沢聖子議長 高山参与、答弁。

○高山 淳事務局参与兼水処理センター所長 お答えいたします。

都市計画道路共栄鶴ヶ丘線整備事業との調整状況でございますが、大谷川雨水幹線整備事業における当該箇所の施工につきましては、先行してボックスカルバートの敷設工事を行い、その後上部を鶴ヶ島市において道路の築造工事を行うこととなります。そのため当該箇所につきましては、現在鶴ヶ島市において道路の設計業務を進めているところと聞いておりますので、鶴ヶ島市と連携を図り、施工につきましても十分に調整して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

9番、内野嘉広議員。

○9番（内野嘉広議員） 大谷川雨水幹線整備事業完了後、または供用開始後における既存水路、現行の大谷川の管理について伺います。

○野沢聖子議長 高山参与、答弁。

○高山 淳事務局参与兼水処理センター所長 お答えいたします。

整備完了後の既存水路の取扱いにつきましては、水路を管理しております鶴ヶ島市において適切な管理を行っていくと聞いております。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

9番、内野嘉広議員。

○9番（内野嘉広議員） それでは、次に2問目の8月7日、8日の記録的短時間大雨及び8月29、30日の台風10号による大谷川雨水幹線の水害対策についてに移ります。

初めに、大谷川雨水ポンプ場のポンプ稼働の判断について伺います。

○野沢聖子議長 高山参与、答弁。

○高山 淳事務局参与兼水処理センター所長 お答えいたします。

大谷川雨水ポンプ場のポンプ稼働の判断につきましては、国土交通省荒川上流河川事務所との協議により作成された大谷川雨水ポンプ場等操作要領に基づき、樋門ゲート及びポンプの運転を実施しております。

まず、大谷川雨水幹線側の水位が越辺川側の水位を下回り逆流が始まったとき、かつ大谷川雨水幹線側の水位が規定の水位に達した場合に樋門ゲートを閉める作業を開始いたします。その後、さらに水位が上

昇した場合に、ポンプを順次稼働させることとしております。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

9番、内野嘉広議員。

○9番（内野嘉広議員） 8月29、30日の台風10号による豪雨時により上流部の鶴ヶ島市大字藤金地内において溢水が発生している時点で、大谷川雨水ポンプ場のポンプが稼働していなかったと聞いております。なぜこうした状況が生じたのか伺います。

○野沢聖子議長 高山参与、答弁。

○高山 淳事務局参与兼水処理センター所長 答えいたします。

大谷川雨水幹線については、ポンプを稼働させるよりも樋門ゲートを開けたまま自然流下で流したほうが排水能力は大きくなります。したがって、上流で溢水が発生していたことは監視カメラで確認はできておりましたが、ポンプ稼働の直前までは順流で越辺川へ排水できていたことから、ポンプの稼働は逆流が始まり規定の水位に達した8月30日午前3時48分から実施いたしました。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

9番、内野嘉広議員。

○9番（内野嘉広議員） 川越市大字下広谷地内及び坂戸市東坂戸団地に防災用の監視カメラが設置された経緯について伺います。

○野沢聖子議長 高山参与、答弁。

○高山 淳事務局参与兼水処理センター所長 答えいたします。

過去の大雨時に溢水頻度の高かった川越市大字下広谷地内の幹線、支線合流部及びそのすぐ下流にあります鎌倉橋付近の状況を瞬時に把握することを目的といたしまして、今年度組合において合計3台の監視カメラを設置いたしました。

なお、坂戸市東坂戸2丁目に設置されている監視カメラにつきましては、坂戸市において大谷川雨水幹線の状況を確認するため設置、管理されているカメラでございます。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

9番、内野嘉広議員。

○9番（内野嘉広議員） 監視カメラの管理（管理費等も含む）について伺います。

○野沢聖子議長 高山参与、答弁。

○高山 淳事務局参与兼水処理センター所長 答えいたします。

組合で設置いたしました監視カメラは、セコム株式会社とリース契約を締結しており、契約期間は令和6年7月から令和11年3月までの4年9か月間、契約額は総額で364万2,540円となります。

リース契約を締結した理由につきましては、カメラの買上げ費とリース料を比較検討した結果、リースのほうが安価で設置できるためでございます。

契約の概要といたしましては、監視カメラ3台のリース料、メンテナンス料及び動画配信費を含めた内

容となっております。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

9番、内野嘉広議員。

○9番（内野嘉広議員） 8月7日、8日及び8月29、30日の豪雨時における監視カメラの効果についてお伺いいたします。

○野沢聖子議長 高山参与、答弁。

○高山 淳事務局参与兼水処理センター所長 お答えいたします。

監視カメラの設置により、夜間等に職員が出動することなく現場状況が確認できるようになったことから、職員の安全確保が図られることとなりました。また、動画配信を行っていることから、関係団体及び市民にリアルタイムでの情報提供ができることなどの効果が挙げられます。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

9番、内野嘉広議員。

○9番（内野嘉広議員） 昨今多発する豪雨災害から見えてきた課題についてお伺いいたします。

○野沢聖子議長 高山参与、答弁。

○高山 淳事務局参与兼水処理センター所長 お答えいたします。

近年の大雨は、計画規模以上の降雨量となっており、それにどう対応するかが今後の課題であると考えております。現状の対応といたしましては、水路内の堆積した土砂を取り除く浚渫工事や樹木伐採工事、また水流による河床洗掘を抑えるための河床保護工事等を実施しております。本年度におきましては、護岸からの溢水を防ぐための土のう設置工事を実施いたしました。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

9番、内野嘉広議員。

○9番（内野嘉広議員） 今後、大谷川雨水幹線整備事業が進む中、下流の川越市、坂戸市への影響を考慮した調整池の設置の必要性が考えられます。1つの案として、大谷川雨水幹線整備事業で先行取得した用地を利用して、大雨時に一時的に雨水を貯留できるような簡易的な施設を造ることについてのお考えについてお伺いいたします。

○野沢聖子議長 高山参与、答弁。

○高山 淳事務局参与兼水処理センター所長 お答えいたします。

組合では、昭和57年及び昭和59年に、鶴ヶ島市大字藤金地内の約4,500平方メートルを大谷川雨水幹線整備事業用として先行取得した用地がございます。この用地を利用いたしまして、下流部の流量調節のために簡易的な調整池を造ることにつきましては、有効な方法であると考えております。しかしながら、先行取得用地は一連となった土地ではなく点在している状況で、調整池として使用した場合は小規模となること、また地下水や土砂の流入により早期に貯水機能が失われることが考えられます。

また、安全面からも周囲に転落防止柵を設置するなどの対策を施す必要があり、今後の維持管理や幹線

整備の際に撤去作業が生じるなど、費用面からも先行取得用地を調整池として活用することにつきまして、多くの検討課題があるものと考えております。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

9番、内野嘉広議員。

○9番（内野嘉広議員） 藤金自治会館南側の関越自動車の整備時に合わせて先行的に整備された雨水幹線部分について、春先に堆積物の浚渫をしたにもかかわらず、数か月後にはさらに多くの土砂が堆積してしまっている。こうした堆積物を軽減する必要があると考えますが、その見解についてお伺いいたします。

○野沢聖子議長 高山参与、答弁。

○高山 淳事務局参与兼水処理センター所長 お答えいたします。

藤金自治会館南側の整備された雨水幹線部分の水路内浚渫につきましては、本年7月に実施をいたしました。当該箇所は、上下流が未整備となっていることから、上流から流れてくる土砂を下流へスムーズに排水することができず、浚渫してもすぐに土砂が堆積してしまう状況ではあります。

この対応といたしまして、浚渫工事を引き続き実施するとともに、既存水路の対応策等につきまして、鶴ヶ島市と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

9番、内野嘉広議員。

○9番（内野嘉広議員） それでは最後に、こうした状況を踏まえて、今後の水害対策についてどのように考えているかについてお伺いいたします。

○野沢聖子議長 高山参与、答弁。

○高山 淳事務局参与兼水処理センター所長 お答えいたします。

抜本的な解決策は、大谷川雨水幹線を整備することであると認識しておりますが、早期に完成させることは難しい状況であります。したがって、引き続き浚渫工事や樹木伐採工事等を実施するほか、浸水を防除するための方策について、大谷川流域の関係団体と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

○9番（内野嘉広議員） はい。

○野沢聖子議長 以上をもって一般質問を終結いたします。



◎議長の挨拶

○野沢聖子議長 以上をもって今期定例会の議事は全て終了いたしました。

閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、早朝よりご出席をいただきましてありがとうございます。また、ス

スムーズな議事進行にもご協力いただき感謝申し上げます。

酷暑の夏から秋の気配とともに、朝晩は過ごしやすい季節となつてまいりました。季節の変わり目は体調を崩しやすい時期かと存じますので、議員各位をはじめ皆様方におかれましては、くれぐれもご自愛いただき、両市並びに本組合発展のため、なお一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

◇

◎管理者の挨拶

○野沢聖子議長 管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

○石川 清管理者 議員皆様方のご協力により、スムーズのうちに無事終了することができました。ありがとうございます。いまだにまだ不順な天候が続いておりますので、議員皆様におかれましては、お体を十分ご留意いただき、ますますのご活躍をご祈念し、御礼の挨拶といたします。ありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告

(午前10時43分)

○野沢聖子議長 これをもちまして、令和6年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。